

第 165 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成 29 年 11 月 7 日 (火)9:30～11:35
場 所	環境局研修会館
議 題	フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場 (仮称) 設置事業に係る環境影響評価方法書に関する審議 (第 1 回)
出席者 27 名	◇審査会委員：11 名 太田委員，岡村委員，川井委員，島委員，武田委員，花田委員，藤原委員 増田委員，宮川委員，山下委員，吉田委員
	◇環境局職員：10 名 広瀬環境局長，斉藤環境保全部長，植木水・土壌環境担当課長 中村自然環境共生課長 他事務局 5 名
	◇事業者：6 名 大阪湾広域臨海環境整備センター 尾川常務理事 他 5 名
公開・ 非公開	公開 (傍聴人 3 名)

○開会

【議 長】

おはようございます。

本日は，先生方にはお忙しいところ，ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから，第 165 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。
本日は，フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場 (仮称) 設置事業に係る環境影響評価方法書に関する審議を予定しています。

傍聴人の方々は，お手元のファイルにある注意事項を守って，審議の円滑な進行にご協力ください。

それでは，事務局，よろしくお願いいたします。

《提出資料の確認》

【自然環境共生課長】

続きまして，フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場 (仮称) 設置事業に係る環境影響評価方法書に対する審査会意見の作成について，先生方にご審議のお願いを申し上げます。

お手元に「第 726 号」と書きました審議依頼の文書をお配りしておりますので，ご確認をお願いします。

それでは，環境局長の広瀬より，ご審議をお願い申し上げます。

【環境局長】 平成 29 年 9 月 5 日に、事業者である「大阪湾広域臨海環境整備センター」より、「フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価方法書」が提出されました。つきましては、市長意見形成に当たり、審査会よりご意見を賜りたいと存じます。

本来でございましたら市長からご審議をお願い申し上げるところでございますが、公務のため、私、環境局長の広瀬よりご審議をお願い申し上げます。

それでは審議依頼を読み上げさせていただきます。

《審議依頼の読み上げ》

【議 長】 ただいま市長から意見を求められました件については、本審査会においてこれをお受けし、審議を行っていきたいと思います。

【自然環境共生課長】 局長の広瀬でございますが、公務のため、これにて退席をさせていただきます。

《環境局長 退席》

【議 長】 それでは、議事に入りたいと思います。なお、以降の写真の撮影等につきましては、お断りさせていただきます。

では、事業者を入室させてください。

《事業者入室》

【議 長】 それでは、事務局より事業者のご紹介をお願いします。

《事業者の紹介》

【議 長】 それでは、事務局の方から資料 1 について、説明してください。

《事務局より、

資料 1 フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る
環境影響評価方法書手続について

を説明》

【議 長】 次に、事業者より、資料 2 の事業概要、配慮書への市長意見に対する事業者見解及び資料 5 について説明をお願いいたします。

《事業者より、

資料2 フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る
環境影響評価方法書より、

事業概要、配慮書への市長意見に対する事業者見解

資料5 フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る
環境影響評価方法書の縦覧及び意見提出状況について

を説明》

【議長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

【委員】 図面上で傾斜護岸と示された場所は、既に傾斜護岸になっているのですか。また、全面的に傾斜護岸ですか。

【事業者】 方法書の8-4ページにお示ししている図面のとおりに、既に2期神戸沖埋立処分場の東側の護岸が緩傾斜護岸に、南側の護岸が傾斜護岸になっております。

【委員】 先ほど、環境の保全の見地からの意見書が2通提出されたというご報告がありました。それに対するご対応を今後どのようにされるのか教えていただけますか。

【事業者】 今後、知事・市長からいただく意見書の内容や、住民説明会で住民の方からいただきましたご意見、ご質問も踏まえて、今後現地調査、予測・評価を行い、準備書において、いただいたご意見についての事業者見解を明らかにさせていただきたいと思っております。

【委員】 次の準備書手続の段階でということですか。

【事業者】 そのとおりです。

【委員】 これから方法書の審議をさせていただきますが、この段階では、これらのご意見に対する事業者見解は明らかにされないということでしょうか。

【事業者】 今回の方法書手続においても、配慮書に対する環境大臣、神戸市長、一般の方々のご意見に対する事業者見解を方法書に記載し、ご審議いただいております。これと同様に、方法書に対する兵庫県知事、神戸市長、一般の方々からのご意見をもとに、現地調査を行い、これらのご意見に対してどのように対応したかを準備書においてご報告するという手続になっております。

【議長】 ほかによろしいでしょうか。

【事業者】 補足で説明します。先ほどのご意見の3番目は護岸の形状に対するご質問です。今年度、基本設計を行っており、その際に、ご意見に書かれていることも考慮してまいります。ご意見をどのように考慮し、どのように設計したかについては、準備書において報告することにしてあります。

もちろん、これらのご意見に対して真摯に対応いたしますが、具体的にどう対応したかを説明できるのは、そのような基本設計等が終わってからになります。また、今後、現地調査や評価の方法に対するご意見が出た場合にも、そのご意見に対しどのように対応したかを準備書において報告させていただきます。

【議長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 2点質問します。1つ目は、20年間の埋立期間中の廃棄物を運搬する船による排ガスの影響に関する質問です。工事中の資材等の運搬に用いる船舶による影響について、予測・評価されるとの説明でしたが、埋立期間中は、どのようなルートで、廃棄物が船舶により運ばれるのでしょうか。また、廃棄物を運搬する船舶による排ガスの影響は予測・評価されるのでしょうか。

2つ目は、先ほどのご意見の中で、護岸のあり方に関して、緩傾斜護岸を設けることを求めるご意見がありました。また、震災と津波等の影響に関するご意見がありました。

護岸の形状によって、震災や津波等の影響がどのように変わってくるのか、教えてください。

【事業者】 1つ目の廃棄物の運搬に係る調査・予測・評価についてご説明させていただきます。資料2の7-9ページのマトリックス表をご覧ください。影響要因の区分の右から3列目の「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航」に記載しているとおり、大気質と温室効果ガスについて、調査・予測・評価を実施します。廃棄物量が今後の埋立期間20年間の中で一番最大になる時期を予測時期として選定して、調査・予測・評価を実施し、その結果を準備書で明らかにさせていただきたいと考えております。

2つ目の護岸については、先ほど申し上げましたとおり、現在、基本設計等を進めており、設計にあたっては、住民の方からいただいた意見も踏まえます。準備書段階で、対応を具体的にお示しできると考えています。

【委員】 生態系等の様々なことを考慮すると、緩傾斜護岸の方が、生物の生息・生育環境としては望ましいけれども、逆に、先ほどの震災等のリスクは高まるという理解でよろしいでしょうか。

【事業者】 津波、地震に対する安全性は、護岸の形状で変わるものではありません。

【委員】 今のご質問と関連して、おたずねします。

事業実施区域西側の護岸全てが、今のところ垂直護岸の計画になっていますが、西側が垂直護岸でなければならない理由は、どういう背景な

のでしょうか。

【事業者】 資料2の8-4ページをご覧くださいでしょうか。対象事業実施区域の西側がなぜ直立護岸なのかということですが、現状の2期神戸沖埋立処分場でも、北側護岸、あるいは西側すなわち今回の事業の対象事業実施区域との境の部分は直立護岸です。事業実施区域西側は六甲アイランド南建設事業としての埋立計画があり、港湾計画とも整合しています。図には示していませんが、今回の事業実施区域の西側には、幅70メートルの港湾用地が計画され、事業実施区域はその区画に接しており、その区画との境については、直立護岸にして埋立を行うこととしております。今回の事業実施区域は、平成9年に閣議アセスを行って、その後アセス及び港湾計画と整合した形で埋立免許がおりています。今回の事業はその埋立免許の中で、埋立用材を陸上残土から廃棄物に変更するというものであり、外側の護岸の形状についての変更を行うものではありません。したがって、現状の計画が直立護岸になっていますので、今回の計画でも直立護岸のままになっております。

【委員】 その埋立免許は、護岸の形状を変更すると満たされなくなるという理解でよろしいのでしょうか。

【事業者】 そのとおりです。今回の事業実施区域西側の護岸については、直立護岸で埋立免許がおりているということでございます。また、今免許を取られているのは神戸市です。神戸市とのご相談になりますが、現状、埋立免許を変更することは、私どもの業務ではございませんので、そのまま進めさせていただいているという状況です。

【委員】 埋立免許を変更する可能性はあるという理解でよろしいでしょうか。

【事業者】 可能性について、私どもが申し上げるものではございません。私どもの事業は、あくまでも現在の埋立免許の中で、埋立用材を変更することによってございます。護岸の形状の変更については、私どもでコメントする立場ではございません。

【委員】 前回の手続でも、意見を言ったかもしれませんが、埋立免許の条件や背景について、今ご説明いただいたところも含めて、資料を提出していただけると、この後の審査の中での議論がしやすいと思います。つまり、どういう前提で埋立の免許がおりているのかということです。護岸の形状については免許を受けたときの条件なので変更できないと説明されましたが、その情報が出てこないため、判断が難しいです。

予測、いわゆるシミュレーションする内容についても、前回の市長意見として出していますが、2期処分場の完成に伴う複合的な影響を予測していただく必要があります。つまり、免許がおりているのは2期及び3期処分場がなかった時点の水環境であり、現在は、平成9年に出た認

可に基づいて2期処分場が埋め立てられています。確かに、免許自体は2期処分場と3期処分場は一つのセットですが、これから行われる工事の影響については、あくまでも、現況の水環境に対する影響を我々は考える必要があります。例えば、2期処分場が存在していることによる変化も含めて、できれば複合的に評価したいと考えております。その観点から、どういう条件で埋立免許が出ているのか、教えていただきたいと思えます。

【事業者】 事務局とご相談して資料をご用意しますが、埋立免許については、先ほど申し上げましたように平成9年に閣議アセスを行ったときは六甲アイランド南建設事業として、2期処分場の区画では廃棄物を埋め、北側の区画は浚渫土、そして今回予定している3期処分場の区画については陸上残土によって土地造成する予定としていました。神戸港の港湾計画に基づく土地造成という目的を果たすために、この地域についてはそういった形で埋立を行うということで免許がおりていると聞いてます。私どもは、港湾管理者から委託を受けて、護岸の建設を行い、また市町村から委託を受けて廃棄物の処分を行うものです。現在は、免許に沿う形での建設工事が進んでおり、事業者としてお答えできる範囲は限られます。免許を取得しているのは神戸市ですので、神戸市と相談した上でお答えすることになるかと思えます。

【議長】 よろしいですか。他にないようですので、続いて、資料2の第7章の環境影響評価項目について説明をお願いします。

《事業者より、

資料2 フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る
環境影響評価方法書 より、
第7章 7.1 環境影響評価の項目の選定

を説明》

【議長】 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

【委員】 7-5 ページの図 7.1.1-2 において、緑色で六甲アイランド南建設事業の事業区域が示されており、黄色で本事業実施区域が示されていますが、その北側の国土交通省が実施している埋立区域を航空写真で見ると、緑の線より大分内側に護岸があるように見えます。港湾計画では、この地域全体ができ上がった時の最終的な海岸線はどうなっているのでしょうか。緑色の線になるのか、それとも、国土交通省の実施している埋立部分については、少し幅が狭くなるのでしょうか。

【事業者】 現在、仮護岸で埋め立てている最中です。簡易な護岸を設けているので、緑色の線で示している最終的な海岸線よりも内側になっていますが、

最終的には緑色の線が海岸線になります。

- 【委員】 緑色の線の西側は直立護岸ですが、そこは港湾施設ができるということでしょうか。
- 【事業者】 事業実施区域の西側が、緑色の線と黄色の線と二重になっていますが、その幅が約70メートルあります。現在、埋立免許がおりているのは黄色の線になります。
- 【委員】 免許ではなく、港湾計画において、最終的に船が着岸するような場所になる計画になっているのかどうかを質問しています。
- 【事業者】 免許がおりている黄色の部分については、護岸の形状が設定されていますが、港湾計画においては、護岸の形状までは書いていないかと思えます。しかし、最終的に西側が港湾用地になるというところは承知しています。
- 【委員】 港湾計画において、船が着岸するような場所になる計画であるということですね。
- 【事業者】 そのような港湾用地が建設される予定だとは聞いております。
- 【委員】 7-6 ページの大气環境の地域特性で、光化学オキシダントは全ての測定局3局で環境基準に適合していないと書かれていますが、これはどういうことでしょうか。
- 【事業者】 環境基準値を超えているということです。これはこの地域のみにおける問題ではなく、全国のほとんど全てで超えています。
- 【委員】 適合している、していないという表現ではなく、超えている、超えていないという表現のほうが適切ではないでしょうか。
- 【委員】 いえ、適合していないという書き方でよいと思います。
- 【事業者】 一般的には、3-80 ページに示しているとおり、光化学オキシダントは、1時間値が0.06ppm以下であるかどうかを評価します。兵庫県下でもこの基準で達成するところはほとんどないと思います。一般的に、この基準は非常に厳しく、国においてもこの基準が適切かどうかということが長年議論になっている状況です。
- 基準への適合性に関する表現は、値が決まっているものについては、例えば、環境基準値を下回っているという表現にしていますが、光化学オキシダントのように、年間の測定結果を踏まえるなど考察して判定を行っているものについては、「適合していない」という表現を使用しているものもあります。
- 【委員】 廃棄物の運搬を船舶で行うということは理解しましたが、その船舶に積み込むまで、そして、処分場でおろした後は、廃棄物はどのように扱われるのでしょうか。
- 【事業者】 まず、揚陸した以降、当然、対象区域の中で廃棄物を動かします。7-9

ページのマトリックス表の右から6列目の「埋立・覆土用機械の稼働」に記載していますが、埋立処分場内の移動のための車両については、そこで調査・予測・評価を実施したいと考えております。

次に、船舶に積み込むまでの車両による影響については、今回、対象事業が埋立処分場だけになっておりますので、今回の環境影響評価では、積出基地まで持ち込むことについては調査・予測・評価の対象としないこととさせていただいております。しかしながら、その前提として、廃棄物量や、廃棄物の形状について、現在と変更がある予定はおそらくないと思いますが、住民の方々に対する説明責任もありますので、環境影響評価法に基づく手続ではないですが、将来的に広域臨海環境整備センター法に基づく基本計画の改定作業を行う際に併せて、調査・予測・評価をして住民の方にその結果を見ていただく予定にしております。

【委員】 先にご説明いただいた揚陸した後の話ですけど、埋立・覆土用機械の中に、運搬用の車両も入るといえることでしょうか。

【事業者】 そのとおりです。

【委員】 そこでは窒素酸化物の評価は行わないのでしょうか。

【事業者】 はい、行いません。

【委員】 車両が入るのであれば、窒素酸化物を評価していただいたほうがいいと思います。

【事業者】 その点についての考え方をご説明します。最終処分場については、もともと環境影響評価法に基づく主務省令で定める参考項目の中に窒素酸化物、硫黄酸化物は入っていません。基地までの廃棄物の搬入は、当然、道路を通るので、窒素酸化物、硫黄酸化物について、沿道上の環境基準に照らし合わせて評価をする必要はあるかと思ひ、センター法の基本計画ではそれらに関する評価をすることになるかと思ひます。しかし、最終処分場の中は人が住まないエリアであり、保全対象がないため、処分場内の廃棄物の運搬による窒素酸化物、硫黄酸化物は入っていないというのが、参考項目の考え方だと思ひます。また、その考え方を私どもも踏襲しているという状況です。

【委員】 これは私の意見ですが、先ほどもお話がありましたように、光化学オキシダントの環境基準が達成できていない地域であり、微小粒子状物質についても問題になっている状況であるため、その原因物質としての窒素酸化物、あるいは硫黄酸化物については、周辺に人が住んでいる、いないに限らず、地域的な問題として捉える必要があるのではないかと考えています。

【委員】 人が住んでいるかどうかに関わらず、大気は拡散する可能性もあるので、できれば環境影響評価項目に設定していただければと思ひます。

【委員】 2点質問します。1つ目は、そもそも処分場ができることによって、水の流れがどう変わるのか、その基本的な条件を既に別途予測されているのであれば、それを教えていただきたいです。

2つ目は、新しくつくる3期処分場と既存の2期処分場の役割分担をどう考えられているのかということです。先ほど、新しくつくる3期処分場については、おおよそ20年かけて埋立を行うというご説明でしたが、例えば複数の処分場ができるとなると、先ほどの話でもありましたが、廃棄物の運搬等をどのように役割分担するのかという問題もあると思います。その場合、現在どのような計画になっていて、どのようにこの処分場を運用しようとしているのかという前提を教えていただきたいと思います。

【事業者】 まず、1つ目のご質問の水の流れについてですが、後ほど、調査の手法の中でご説明させていただく予定でしたが、資料2の7-33ページをご覧ください。新たに処分場ができ、浸出液の処理水が排出されるため、水の汚れについて調査・予測・評価を実施する予定です。「2. 調査の基本的な手法」の(2)に記載しておりますが、海水の流れの状況につきましては、文献調査と現地調査を実施し、その結果を踏まえて、水の汚れのシミュレーションを行う予定です。

2期処分場との本事業の関係については、冒頭で説明しましたように2期処分場の埋立が終わってから、3期処分場への搬入を始めます。したがって、2期処分場の埋立期間の終盤は、2期処分場の埋立を行いながら、3期処分場の護岸を建設していくこととなります。また、3期処分場の埋立が始まると、2期処分場の埋立は終わっていますが、まだ浸出液の処理が続いているという状況になります。そのため、環境への影響は、単独の処分場によるものではなく、2期処分場と3期処分場による複合的な影響が想定されます。今回の3期処分場の運用の際には、2期処分場の排水による影響も足し合わされますし、あるいは、3期処分場の護岸の建設の際にも、2期処分場による影響が足し合わされるため、2期処分場よりも予測条件は若干厳しくなると思っています。

【委員】 大阪湾の中ではこしか処分場はないのでしょうか。

【事業者】 冒頭に申し上げましたとおり、私どもが事業を実施できるのは指定港湾の4カ所となっています。大阪湾のどこでも事業を実施できるのではなく、国土交通大臣、当時の運輸大臣から指定されたのが4港湾です。私どもの事業は、廃棄物の埋立及び港湾の秩序ある整備の両方が満たされてなければなりません。つまり、土地造成の計画がなければ、フェニックス事業として実施できないということです。現在、港湾計画が決められていて、未施工の部分、すなわち、土地を造成する必要がある港湾

用地でありながら、まだできてない場所というのがほとんど残っておりません。今回は、その中でも神戸港と大阪港で検討することとなっているため、他の2港はその段階で除外され、その上で優先度の高い神戸港を先に検討するようになっています。神戸港の中で、適当な場所を探したところ、神戸港の港湾計画の中で未施工部分はここしかなかったため、ここが唯一の候補地ということです。

【委員】 最初の水の流れに関して、埋立そのものによる予測はしないということでしょうか。実測と文献調査を実施するというご説明でしたが、3期処分場ができることによる水環境に対する影響自体は非常に大きいでしょうし、六甲アイランド南建設事業として、水の流れを予測されたのは2期処分場ができる前ですので、出来れば、3期処分場の完成後の水の流れの予測・調査もしていただきたいと思います。この項目について、選定されていない理由を教えてください。

【事業者】 先ほど申し上げましたが、2期処分場をつくる際に、六甲アイランド南建設事業全体として、平成9年に予測を行っております。それは先ほどご質問があった航空写真の緑色のラインができた際に影響がどうか、あるいは、そこが全部土地になって上にビルが建ったときに埋立事業としてどのような影響があるのかということについて、神戸市、運輸省第三港湾建設局、我々の三者で環境影響評価手続を行っているところです。今回の3期処分場による影響の予測においては、水の潮流や水質について、予測条件を設定し、シミュレーションを行います。既に、六甲アイランド南建設事業としての護岸の形状でもって、ここに人工構造物ができることの予測・評価を行っているため、今回は埋立用材を陸上残土から廃棄物に変更することにより、新たに浸出液処理水が発生するという変化による影響について予測・評価することになります。もちろんその際には、平成9年の結果ではなく、バックグラウンドデータとしては最近の水質の条件を用いますし、潮流についても、現在の海域の状況をもとにして、将来の六甲アイランド南建設事業が全部できたときの潮流を考えながらシミュレーションを行うことになります。つまり、現状に合わせて予測していくということですが、既に評価済みのものについて、改めて評価するというのではなく、差について予測・評価するということであり、再アセスではないということでご理解いただければと思います。

【委員】 実際には潮流の予測をされるということでしょうか。

【事業者】 今回のマトリックス表に掲げている項目について、今後現地調査を行って、それをもとにシミュレーションするということです。

【委員】 項目自体として、潮流の予測は入っていません。また、平成9年のと

きは、例えば神戸空港等もないので、やはり周辺の状況は変わっていると思います。そのことも踏まえて、水の汚れに対する予測の基礎データにもなると思いますし、あるいは港湾のもとと内部への水の循環によっての影響があると思います。ぜひ、潮流の予測については行っていただきたいと思います。もう行う予定になっているのであれば、それで結構です。

【事業者】 私どもは、あくまで、水の汚れを予測する際に、その条件として潮流を設定する必要があります。当然、神戸空港がある状態での潮流調査を行い、それも考慮した上で水の流れは設定いたしますが、それは今回の六甲アイランド南地区ができることにより、水の流れに対しどのような影響があるかということの評価するものではありません。あくまでも浸出液処理水による影響を予測するために、水の流れを条件に入れなければ予測はできませんので、それは神戸空港も入れた形で予測を行うということです。水の流れをどのように設定するかというのは、表にも記してございます。

【委員】 私が申し上げたいのは水の流れが変わったことによる影響を評価していただきたいと趣旨ではなく、水の流れがどのように変わるかを明らかにしていただきたいということです。当然、それは水の濁りの拡散に対しても必要な条件だと思いますし、当然水の流れの変化の予測は行うということですよね。

【事業者】 水の流れがどう変化するかということではなく、変化した後の流れを入れて予測するということです。つまり、六甲アイランド南地区がない場合の水の流れを示す予定はございません。

【委員】 六甲アイランド南地区が出来た場合にどういう水の流れになるかということが分かればよいということですね。

【事業者】 はい、そういうことです。

【委員】 繰り返しになりますが、あくまで、平成9年のときに水の流れの変化の予測をされていると思いますが、そのときと現況はかなり変わっているので、今の現況に合わせた水の流れの変化を予測していただくということですね。

【事業者】 当方の予定は、これまで申し上げているとおりです。

【議長】 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

では、続いて、事業者の方より、資料2の第7章の調査・予測・評価の手法について説明をお願いします。

《事業者より、

資料2 フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る
環境影響評価方法書 より、

第7章 7.2 調査、予測及び評価の手法の選定

を説明》

- 【議長】 ただいまの説明で、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
- 【委員】 資料2の7-51 ページでメタンの発生量を予測し、影響が回避または低減されているかを検討するとありますが、2期処分場でも回避または低減する方法をとられているのでしょうか。また、どのような方法があるのでしょうか。
- 【事業者】 もともと、フェニックスセンターが受け入れている廃棄物というのは、可能な限り縮減するということもあり、焼却されたものになっています。そのため、計算上のメタンの発生量は少なくなるとは考えております。ただ、処分場ですので、当然嫌気性になっている部分もあります。既存の埋立が終了した処分場では、微量ながらメタンは検出されていますが、いわゆる生ごみをそのまま埋立処分しているような状態ではありません。対策としては、やはり焼却して減量化したものを受け入れることが対策であると考えております。
- 【委員】 分かりました。
- 【委員】 私も同じところが気になりました。持ち込まれる廃棄物は焼却しているものがほとんどであるため、メタンは余り発生しないという理解でよろしいでしょうか。
- 【事業者】 地球温暖化対策法で定められている排出係数を使うと、焼却しているものについては温室効果ガスの排出量がゼロになりますので、メタンの発生量はゼロになるとは思っております。ただ、一部上水汚泥が入っていますので、そこからの排出量を廃棄物の搬入計画等を基に、法に基づく排出量を計算してお示しすることになると思います。
- 【委員】 それに関して、可能な限り低減することを考えられるということですか。
- 【事業者】 どちらかという、現状で低減のための取組をしているということをお示しする形になるかと思えます。さらに排出濃度も低いので、発生したメタンを有効活用するというのも実現しづらいレベルの発生量です。そのため、私どもの事業としては、廃棄物の搬入の部分で、メタンの発生を抑える対策をとらせていただくということを準備書に記載させていただくことになると思います。
- 【委員】 分かりました。
- 【委員】 そうであれば、既存の処分場も含めて、悪臭も非常に少ないのでしょうか。
- 【事業者】 そのとおりです

- 【委員】 分かりました。
- 【委員】 今回は高い建物ができるわけではないため、景観にはそれほど影響はないと思いますが、フォトモンタージュを作成する際に、実際の色と少し違う場合がよくあります。現在、どこまで決まっているのか分かりませんが、実際の色等にも配慮してフォトモンタージュを作成していただくようお願いします。
- 【事業者】 マトリックス表のところでもご説明しましたが、景観への影響として、最終処分場の存在を選定していますが、私どもの事業は埋め終わってから引き渡す事業ですので、今想定しているのは、陸上残土で埋立を行っていた場合にはできなかつたであろう排水処理施設の建屋がどうしてもできてしまうため、これについて、現在お示ししている地点において予測をしようと思っています。現時点では、その建屋についてサイズも決まっていますが、今後検討する予定でございます。
- 【委員】 サイズも決まっていないのですか。
- 【事業者】 これから検討していきます。
- 【委員】 決まってないものについてフォトモンタージュを作成するのですか。
- 【事業者】 これから基本設計を行いますので、準備書の段階までには決定し、その結果についてお示しします。
- 【委員】 環境影響評価の項目の影響要因の中に浸出液処理水の排出という項目があり、これについては、水環境の水質3項目と、動物、植物、生態系について選定されていますが、これらの調査地点や予測地点は地図上に書かれています。そもそも浸出液の排出口の場所はどこになるのでしょうか。地図上でお示しいただくと、調査地点との位置関係が分かると思うのですが。
- 【事業者】 8-8 ページに、配慮書のときに排出口の位置を検討した際の複数案A、B、Cの3案を載せております。配慮書の段階において、西側の2ヶ所、そして南側のどの位置から排出するのがよいか、簡易な水質の予測を行い検討しました。3案を比較したところ、2期処分場と同様に南側から排出した方が流れもあり、拡散による効果が優れているということから、A案を採用し、南側に排出口を設ける計画で進めております。2期処分場の排出口は、このA案のさらに右側にあります。実は、配慮書の際にも、一般の方から、2期処分場と合わせて処理してはどうか、あるいは、もっと遠くに排出してはどうか、といった幾つかのご提案をいただきました。排出方向は南側を基本とし、具体的な位置や、排出方法については、ご意見も踏まえながら現在基本設計を行っているところです。
- 【委員】 分かりました。
- 【委員】 資料2の7-25 ページの大気質の調査位置について、お伺いします。事

後調査地点の大気質（工事 No. 1）と、六甲アイランドの自治体の測定局は近接しているのですか。

- 【事業者】 地点としては同じ場所です。同じ公園の中で測定しています。
- 【委員】 なぜ同じ場所で事後調査をしているのでしょうか。単純に考えれば、離れた場所で測定したほうがいいのではないかと思うのですが。
- 【事業者】 粉じんを含め、データが充実している六甲アイランドの測定局の文献を用いた上で、同じ地点において、降下ばいじんを測定する予定です。
- 【委員】 降下ばいじんもそこで測定するということですか。
- 【事業者】 そうです。7-23 ページの2の（1）の現地調査のところに書いているように、降下ばいじん量の測定、整理及び解析をダストジャー法により行う予定としており、降下ばいじんの測定を、既存の調査地点において行うということです。
- 【委員】 それにしても、大気質については、自治体測定局のデータが得られるので、同じ予算をかけて測定するのであれば、別の地点を設定したほうがよいのではないのでしょうか。
- 【事業者】 現地調査では、降下ばいじんだけを測定するということです。
- 【委員】 降下ばいじんのみを測定するのですか。
- 【事業者】 はい、ここの常時監視局では降下ばいじんを測定していないため、同じ気象データを活用できる場所で、降下ばいじんを追加して測定するという考え方です。
- 【委員】 よく分からなくなりました。他の項目についても同じですが、7-19 ページの4. 調査地点の【文献その他の資料調査】に記載されている、事後調査地点1地点、自治体が設置している一般環境大気測定局の6地点、この6地点というのは恐らく5地点の間違いではないかと思いますが、ここでいう事後調査地点というのは自治体の測定局の中に含まれているのでしょうか。
- 【事業者】 今の六甲アイランドの監視局を設置した経緯ですが、我々フェニックスセンターとしても、調査地点として活用させてもらうことを前提に設置していただいたという経緯があり、今の監視局がある同じ場所で事後調査の現地調査をさせていただいているという状況です。
- 【委員】 ということであれば、なぜ、この事後調査地点と自治体の測定局をわざわざ分けて書いているのですか。
- 【事業者】 文献としては別のものがございますので、二つ書かせていただいています。
- 【事業者】 実数と延べ地点のようになっているため、少し不正確であるとおっしゃっているのだと理解いたしました。確かに、6地点というのは5地点の間違いのようですが、文献調査によるものと現地調査によるものという

ことで、例えば、7-25 ページの表に関しては、私どもの行っている事後調査と自治体の測定局による文献調査とは欄を分けています。事後調査の地点を決める際には、測定局と同じ地点でよいのか等の相談をしております。その両方の既存文献があることを踏まえて、今回の現地調査を同じ地点で実施する計画を立てているところです。

【委員】 確認ですが、3-6 ページに大気質の調査結果の推移という図があり、平成10年からのデータがありますが、これは六甲アイランドの測定局の測定値ということですか。

【事業者】 六甲アイランドの測定局ができてからは、その測定局の値です。

【委員】 分かりました。配慮書するときにも指摘させていただきましたが、このグラフを見ると、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は平成14年から濃度が高くなっており、2期処分場の工事が始まった時期から高くなったのではないかと思えるのですが、それに対する見解はいかがでしょうか。

【事業者】 確かに、ご指摘のとおり、2期処分場の工事が始まったタイミングと合っていますが、審査会においても、周辺の地点の値やバックグラウンドの値の推移との関係も見ながら、私どもの事業による大気質への影響がどうかということをご検討いただいていると承知しております。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 この調査・予測及び評価の手法の書き方が見づらいです。文献調査で、調査地点と書いてありますが、実際に現地調査するのではなく、文献を調べるだけですよね。実際に現地調査することと、文献で調べることが、同じレベルで書いてあり分かりづらいです。もう少し整理して、分かりやすくしていただきたいと思います。

【事業者】 準備書で調査結果をお示しする際に、分かりやすく記載するようにいたします。

【議長】 ほかにはいかがでしょうか。

【委員】 文献というのは信頼すべきデータが多く蓄積されているということなのでしょう。私は陸域のものしか審査をしたことがないので、海域のことはよく分かりませんが、陸域の案件で、文献調査の結果が示されても、どうしても、断片的なデータしかなく、その文献に出てこないものは生息しないという、非常に危険な解釈がされる場合が多くあります。そういう意味で、確かに文献調査は既存の知見として重要ですが、現地調査を補う情報が得られることは期待できるのでしょうか。

【事業者】 既存文献には、公の機関が環境の監視として行っているものもありますが、頻度や地点数の問題があり、この区域についての詳細な情報は得られにくいと思います。ただし、今回のこの地区の特殊性ではありますが、平成9年のアセスの後に、ここの六甲アイランド南建設事業として、

護岸を建設し、廃棄物の埋立を行い、浚渫土砂についても埋立をしている状況を管理、観測するために、アセス後のフォローアップのための事後調査として調査地点等を十分に検討しています。今回の3期処分場は、2期処分場と同時に運用するわけではないですし、位置としては、西に数百メートルのところにはなりますが、同じような場所で事業を実施しますので、これまでの平成13年度以降の実績値というものはかなり確度をもって使えるのではないかと考えています。

何もない場所に新たにつくる場合は、確かに、既存のデータがなく、事業者としても大変だと思います。今回に関しては、私どもを含めた事業者三者で行っている事後調査のデータを使うことを基本としますが、それでもなお足りない部分について現地調査で補うこととします。ただし、現地調査はどうしても単年度のデータになるので、1回限りのデータが果たしてどういう意味をもつのかなかなか判定しづらいところがあります。そのため、長期的に調べている自治体のデータ、あるいは私たちの事業の前から他者が行っているデータ、さらに私どもが事業を開始した後に行われる他者のデータも使いながら、さらに詳しく予測を行っていきたいと思います。

【委員】 陸域のものの場合、既存の文献データを使った際に、もちろん、貴重種や重要種に着目することはやむを得ませんし必然だと思いますが、新たな外来種の侵入に対して、既存の文献データは非常に弱いです。新しく隙をついて侵入し、すぐに対応しないといけない外来種については、なかなか検出されない場合があります。今回は、現地調査も含まれているようなので大丈夫だとは思いますが、その点を特にお気をつけいただければと思います。

【議長】 ほかにはいかがでしょうか。

【委員】 20年間で埋立を行う廃棄物の量が1,200万立方メートルだとすると、大体年間60万立方メートルぐらいになると思いますが、運搬船はどの程度の頻度でこの処分場に入ってくるのか教えてください。例えば、参考資料の2-4ページに、廃棄物受入量の実績がありますが、これをどのような頻度で処分場に運んできたのかを教えてください。

【事業者】 現状を申し上げますと、私ども9つの基地があって、2つの処分場で運営しております。現状の2期神戸沖埋立処分場に関しましては、津名、姫路、播磨、神戸、尼崎の基地から船が入ってまいります。基本的には休日は運行しておらず、平日は週7、8隻程度です。数は次回お示しますが、現在は廃棄物の量がピーク時の10分の1程度に減っていますので、当初想定していたよりも、頻度としては少なくなっています。今回、環境影響評価を行うに当たっては、先ほど申し上げた基地以外の大阪側

の基地からも同時に搬入される可能性や、大阪側の処分場の受け入れが停止する可能性もあるので、それらに対応できるように設備を設けていますし、そのように集中的に廃棄物の受け入れがあった場合にも、大気などへの影響が問題ないということの評価することとしています。実績に限らず、最も悪い状態になったときにどうなるのかということの評価しようと考えております。

【議長】

よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

ほかになれば、本日の審議は以上で終了したいと思います。

事業者の方、ご説明ありがとうございました。退席いただいて結構です。傍聴者の方も、恐れ入りますが、資料はお席に置いていただき、ご退席くださいますよう、お願いいたします

《事業者、傍聴者 退出》

【議長】

それでは、今後の予定等につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【自然環境共生課長】

本日、先生方からいただいたご意見、ご質問等について、十分お答えができなかったもの、資料として提出するようご指示があったものについては、次回までに必要な追加資料を準備します。

それでは、これをもちまして審査会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。